

令和3年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務 仕様書

1 業務の名称

令和3年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務

2 業務の目的及び概要

さっぽろ連携中枢都市圏（以下「さっぽろ圏」という。注）の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2015年の約260万人をピークに減少に転じ、2040年には約235万人となることが見込まれている。そのため、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン（以下「ビジョン」という。）では、さっぽろ圏の活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるために、2040年時点で圏域人口240万人以上確保することを目指している。

これまで、さっぽろ圏においては、特に人口が集中している三大都市圏に対し、さっぽろ圏の魅力幅広くアピールするための情報発信を行うこと、さらに、さっぽろ圏の暮らしやすさと移住施策を伝える移住イベントを実施することで、さっぽろ圏への移住意識を高め、道外からの人口の流入を促す取組を実施してきた。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、働き方や暮らし方を見直し、郊外や地方へ生活の拠点を移そうと、地方移住への関心が高まっている。

本業務は、三大都市圏に在住している、都市機能と豊かな自然を併せ持つ環境を望む子育て世帯や、大都市圏で住みづらさを感じている若年単身世帯、夫婦世帯等をターゲットにし、移住後の暮らしぶりが具体的にイメージできるような、さっぽろ圏への移住に関するプロモーションを実施することで、さっぽろ圏への関心を高め、移住希望者の掘り起こしや移住者の増加につなげることを目的とする。

注) 連携中枢都市である札幌市（以下「委託者」という。）並びに連携市町村である小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町の8市3町1村（以下「構成市町村」という。）により構成される圏域。詳細は以下のURLを参照のこと。

(参考URL)

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/renkeichusutoshiken.html>

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日（木）まで

4 事業費

5,400千円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

5 業務内容

2に記載の趣旨を踏まえ、業務に係る事前調整、当日運営、開催結果報告等一切の

業務とする。

(1) さっぽろ圏移住ガイド（以下「ガイド」という。）の改定・印刷

ア 全体企画

委託者が提供する 2019 年 12 月発行「暮らしの魅力『全部入り』の 12 市町村 さっぽろ圏移住ガイド」(以下「現ガイド」という。)の既存データを使用し、改定版を企画・制作・印刷すること。

(参考URL：現ガイド)

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/iju.html>

イ 改定内容

表紙について、さっぽろ圏の魅力が更に伝わる新たなデザインを作成すること。

現ガイド 11 頁から 12 頁までに掲載している「移住者インタビュー」について、現在の 4 例に加え、現ガイドの掲載分も含め、属性が重複しないよう、少なくとも 4 例を取材の上、追加掲載すること(例：子育て世帯、子育てが落ち着いた中高年夫婦世帯、単身新卒者・第二新卒者世帯、高齢者世帯、単身起業家世帯等)。なお、取材対象者は、現ガイドの掲載分も含め、居住市町村が重複することのないよう構成市町村から選定すること。その他のページについても、より良い情報等があれば提案し、委託者と協議の上、必要に応じて更新すること。

ウ ガイドの仕様

(2)に記載の移住イベント等で配布するための印刷物として、3,000 部作成すること。また、各市町村のホームページからも閲覧・印刷できるように、ダウンロード可能なデータ(PDF形式)のほか、更新等に係る編集が可能なデータ(Ai形式)も作成すること。

エ ガイドの納期

令和4年(2022年)1月13日(木)

(2) 移住イベントの企画・開催

ア 内容

2に記載のターゲットのうち、特に東京圏在住の方を対象にし、さっぽろ圏の魅力を訴え、さっぽろ圏で暮らすことのイメージを広くわかりやすく伝えるための移住イベント(以下「イベント」という。)開催すること。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大により、イベント開催は行わず、3回程度のオンライン形式による移住イベント(以下「オンラインイベント」という。)となる場合がある。オンラインイベントでは、さっぽろ圏全体に関する移住に役立つ情報及び札幌UIターン就職センターと連携した就職支援情報等を伝えるとともに、実際のさっぽろ圏への移住者による体験談の紹介や、移住者同士の座談会など、さっぽろ圏の移住者のリアルな声を通して、参加者のさっぽろ圏への移住意欲を促す内容とすること。また、チャット等を活用するなど参加者の出演者に対する質疑応答及び意見交換が可能なものとする。オンラインイベントでは、各市町村に居住する移住者が少なくとも1回は出演することができるよう可能な範囲で調整するとともに、道外での居住経験又は勤務経験を有する者を優先的に選定すること。その他、オンラインイベ

ントについての具体的内容は、委託者と受託者が協議し定めることとする。

イ 開催日程

令和4年（2022年）1月15日（土） 10時30分～17時30分（予定）

ウ 開催場所

交通の利便性が高いなど、多くの集客が見込める東京都内の施設（100名～200名程度の集客を想定）を確保すること。なお、イベント開催時点において、国、東京都等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から示す収容人数、収容率等を遵守すること。また、会場内では、インターネット接続環境を確保すること。

エ 企画の実施

さっぽろ圏への移住の意欲が喚起され、かつ、さっぽろ圏の魅力が伝わるような集客が見込めるような企画を実施すること。また、別途、会場内で各市町村の紹介や移住情報が取得できる企画も実施すること。

オ 相談ブースの設置等

来場者の個別相談に応じられるよう、各市町村の相談ブースを設置すること。各相談ブースは、来場した相談者2名、各市町村職員である相談員（以下単に「相談員」という。）2名が互いに相談しやすいような配慮がなされていること（各市町村ブースの相談員は委託者が手配）。このほか、移住に役立つ情報提供のためのブースを2ブース以上設置すること。なお、相談ブースについては、各出展者の意向等に応じ、現地で直接相談を受ける方式（以下「現地相談方式」という。）とオンラインにより相談を受ける方式（以下「オンライン相談方式」という。）を任意に選択できるものとする。

さらに、相談内容の事前把握など、相談員が円滑に相談対応にあたることのできる体制を構築するとともに、特定の市町村に留まらず、広くさっぽろ圏に対して関心を持ってもらえるよう来場者が複数の市町村ブースを回って相談するような仕掛けを導入すること。

また、来場者に対する相談ブースへの円滑な誘導や、相談希望者の待機場所の設置など場内整理の仕組みを整えること。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、現地相談方式又はオンライン相談方式への相談方式の変更が必要となる出展者が発生する等の相談体制に大幅な変更を要する場合は、委託者は受託者に対し、開催日の20日前までに通知する。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

カ オンライン配信の実施

エに記載の企画を録画記録し、動画配信サービス（YouTube等）を活用するなどして、イベント終了後も気軽に閲覧可能なものとする。なお、アに記載のオンラインイベントを行った場合においても同様とする。

キ 参加者アンケート

来場者に向けたアンケート調査を実施すること。内容は、主にイベントに関するもの（参加目的、満足度、移住意欲の向上度等）とさっぽろ圏への移住に関する

もの（移住を検討している理由、移住後に希望する住まいや仕事、必要な支援等）とし、本業務の適切な効果検証が可能なものとする。なお、アに記載のオンラインイベントを行った場合においても同様とする。

ク 運営体制

会場設営や撤去はもとより、イベントの進行や来場者対応、アンケート調査を円滑に行うことができるよう、責任者及び運営スタッフを配置すること。

ケ 新型コロナウイルス感染症対策

入場する者の整理、入場する者に対するマスクの着用の周知、施設入口、各相談ブース等における濃度70%以上のアルコール消毒液の設置、感染防止措置を実施しない者の入場の制限、会話等の飛沫により感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置）、相談者と相談員の十分な距離の確保、施設の換気状況の確認等、業種別ガイドライン等を遵守の上感染症対策を徹底し、相談者、相談員等の感染防止に努めること。

コ 広報

東京圏在住のより多くの方に参加いただくため、複数の広報媒体を活用するなどイベントを効果的に周知するための広報活動を実施すること。

6 実施体制

- (1) 本仕様書に記載した業務及び提案のあった内容について、円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (2) 業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者を置くこと。

7 その他留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて、イベント等の開催時期・方法等を変更する必要がある旨を理解した上、企画提案し、柔軟に実施すること。なお、その場合、業務委託期間内においても契約内容の見直し等について、委託者は受託者と協議を行うことができることとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者と定期的な打ち合わせを行い、委託者の要望に沿うよう、努めること。
- (3) 受託者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしないこと。特に、資料、データの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を自己の責任において講ずること。
- (4) 受託者は、本業務に関し委託者が提供する資料、データ等の目的外使用を行わないこと。
- (5) 本業務に関する成果品その他資料、データ等について、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利、所有権その他一切の権利（一身専属性のあるものを除く。）は委託者に帰属するものであり、受託者は、委託者の許可なく使用又は公表してはならないものであること。また、受託者は、著作者人格権を将来にわたり、行使しないものであること。

- (6) 受託者は、成果物その他資料、データ等に使用する映像、音楽、写真、イラストその他の資料、データ等について、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害することがないよう保障するものであること。また、成果物その他資料、データ等に関し、第三者による権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任において、迅速かつ誠実に対応の上、これを解決するものとし、委託者に何らかの損害が生じたときは、その損害を賠償するものであること。
- (7) 本業務の履行に当たっては、関係法令（札幌市の条例、規則その他規程を含む。）を十分に理解した上で、遵守すること。特に、個人情報の取扱いについては、個人情報保護関係法令及び札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）を厳に遵守すること。
- (8) 本業務の履行に当たっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や、本仕様書の記載に疑義のある事項が生じた場合は、委託者及び受託者が確実に協議の上、処理するものであること。
- (10) 本業務を実施するにあたり、各市町村に関係する部分については、各市町村に確認、了承を得ること。
- (11) 本業務に係る担当者会議を開催する場合には、委託者の要求に応じて、出席、会議資料の作成、説明等を行うこと。
- (12) イベント出演者とは連絡・協議を怠ることなく、イベントの円滑な開催に向けて十分な調整等を行うこと。